

宮崎市子ども医療費助成事業における宮崎県子育て支援乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱に基づく補助金申請に係る事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、宮崎県子育て支援乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱（昭和49年4月1日。以下「県要綱」という。）に基づく補助金の交付申請に係る事務に必要な事項を定めるものとする。

(所得の確認)

第2条 市は、県要綱第2条別表に規定する補助金を算定するため、3歳以上の乳幼児の保護者（第4条において「保護者」という。）の所得の確認（以下「所得確認」という。）を行うこととする。

(所得確認の時期)

第3条 前条の所得確認を行う時期は次のとおりとする。

- (1) 当該乳幼児が3歳に達する日の属する月の翌月
- (2) 毎年6月
- (3) 宮崎市子ども医療費助成に関する条例（平成12年条例第62号。以下「条例」という。）第4条の規定による申請があった月の翌月

(所得確認に係る同意)

第4条 保護者が条例第4条の規定による申請を行う際には、所得確認を行うことに関して別紙様式第1号により同意を得るものとする。（同意を得るよう努めるものとする。）

(所得確認の方法)

第5条 所得確認の方法は、次のいずれかによるものとする。

- (1) 課税台帳等による確認
- (2) 情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携による確認

(所得に関する情報の取扱い)

第6条 所得確認に使用した所得に関する情報は、補助金交付申請に係る書類とともに整備し、当該年度終了後5年間保存しなければならない。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年7月18日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(別紙様式第1号)

宮崎市長殿

## 同意書

市が「宮崎市子ども医療費助成事業における宮崎県子育て支援乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱に基づく補助金申請に係る事務取扱要領」第2条に基づく事務手続を処理するために限って、対象乳幼児の保護者の地方税関係情報について取得すること、本市児童手当情報を確認することについて同意します。

同意者	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ(※違う場合は記入してください)

対象乳幼児の保護者(児童手当受給者)の自署をお願いします。